

東浦町津波避難計画

東 浦 町

令和3年3月修正

目 次

第1	総則	1
1	計画の目的	1
2	用語の意味	1
第2	津波避難対策	2
1	津波災害警戒区域	2
2	津波到達時間等	4
3	避難対象地域及び指定緊急避難場所	4
4	初動体制	6
5	津波情報の収集及び伝達	7
6	避難の勧告、指示の発令基準	8
7	避難の方法	9
8	避難誘導等に従事する者の安全確保	9
9	津波対策の啓発及び教育	10
10	避難訓練の実施	10
11	その他	10
資料1	津波予報・津波情報の種類・内容等	11

第1 総則

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本町において、将来発生が予想される南海トラフ地震等による津波災害に対し、地震発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための津波避難計画である。

2 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

地震時の津波により人、住家等に対する危険が予想される区域をいい、愛知県が平成26年5月に公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」で、悪条件下で最大クラスの津波が発生した場合に浸水すると想定された「津波浸水想定区域」をいう。

(2) 津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づき、愛知県知事が指定・公示した区域をいう。

(3) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域に基づき、東浦町が指定する。

(4) 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害が発生した際に、身を守るために一時的に避難する場所として、公共施設等を災害の種類ごとに町が指定したもの。

(5) 指定避難所

災害対策法第49条7の規定に基づき、災害の発生後、自宅の損壊や水害、がけ崩れ等の危険のため、自宅で生活ができない被災者が一定期間生活するための施設として、町が指定したもの。

(6) 津波避難ビル

避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を指定する。

(7) 災害時要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児など、災害応急対策において、特別な支援を必要とする者をいう。

(8) 避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。

第2 津波避難対策

1 津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を愛知県が指定した。

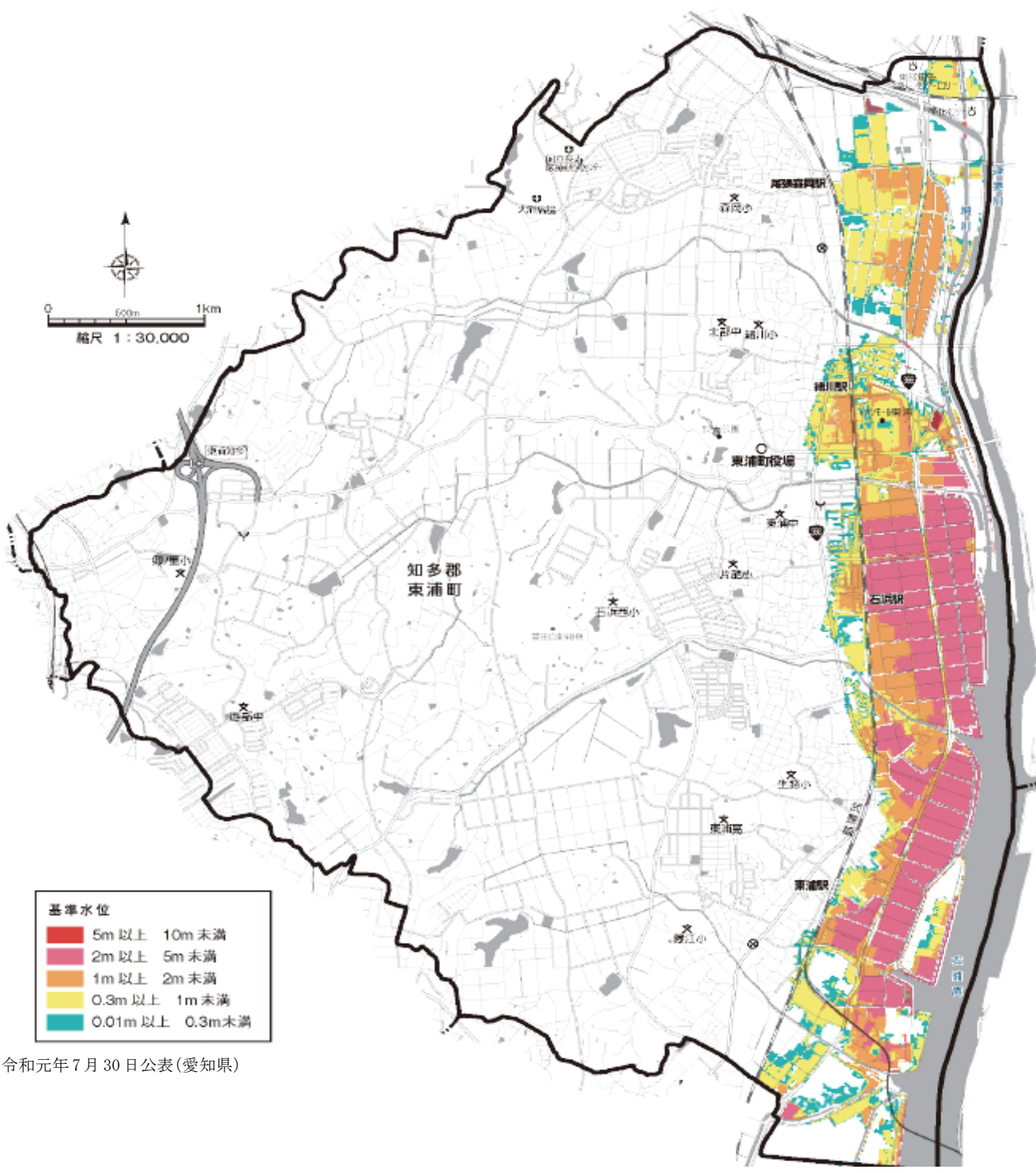
(1) 津波災害警戒区域の指定及び基準水位の公示

「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（H26.11）を踏まえ、津波による人的災害を防止するため、警戒避難体制を特に整備すべき区域として愛知県が令和元年7月30日に指定した。

また、「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇（せきあげ高）を加えて定める水位であり、地盤面らの高さで表示している。



津波災害警戒区域図



2 津波到達時間等

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」で想定される津波到達時間等は、次のとおりである。

- (1) 最短津波到達時間 約 83 分
- (2) 最大津波高 約 2.8m
- (3) 浸水面積 約 481ha

3 避難対象地域及び指定緊急避難場所

地区名	避難対象区域	地区の指定緊急避難場所
森岡地区	森岡字折戸、北古新田、下々浜、栄北、栄東、栄南、三洲道、洲崎、外新切、藤後、酉新田、取手の一部、蓮池、浜田の一部、浜西北、浜西南、古川、前田の一部、松原の一部、南古新田、巳成、葎野、臨時七割、六畝	臨江寺ふれあい広場、森岡小学校（運動場）、森岡保育園（園庭）、森岡新池公園、森岡西保育園（園庭）、森岡自然公園、大池南公園、森岡コミュニティセンター、森岡小学校(体育館)、森岡保育園（遊戯室）、森岡西保育園(遊戯室)、北部ふれあいセンター、森岡台集会所
緒川地区	緒川字旭、上家左川、北新田、古流作、申新田壺区、申新田貳区、三角、塩田の一部、下汐田の一部、下家左川、十王郭、昭和一区、昭和二区、宗六浜、竹塚、辰新田壺区、辰新田貳区、天神、東栄町の一部、東新町、中家左川、後酉新田、八郎兵衛の一部、浜田、古川の一部、宮戸の一部、屋敷貳区の一部、屋敷参区の一部、家下、流作、臨時	緒川小学校（運動場）、北部中学校（運動場）、緒川保育園（園庭）、天白池ふれあい広場、古城公園、札木公園、於大公園、緒川コミュニティセンター、緒川小学校（体育館）、北部中学校(体育館)、緒川保育園(遊戯室)、相生老人憩の家

地区名	避難対象区域	地区の指定緊急避難場所
石浜地区	石浜字旭、芦間の一部、石入、戌新田、大曲輪、御保田の一部、上子新田、川尻、北成実、下子新田、太郎兵衛新田、中央、天王、中成実、なかね、中子新田、成実新田一ノ切、成実新田二ノ切、成実新田七ノ切、成実新田八ノ切、西天王新田、浜新田、東天王新田、前浜の一部、南成実	片葩小学校(運動場)、東浦中学校(運動場)、平林公園、石浜区民館(広場)、石浜保育園(園庭)、藤塚公園、石浜西小学校(運動場)、石浜西保育園(園庭)、石浜西ふれあい広場、吹付西公園、平池台西公園、南ヶ丘中公園、町営第1グラウンド、石浜コミュニティセンター、片葩小学校(体育館)、石浜西小学校(体育館)、東浦中学校(体育館・飛翔館)、石浜保育園(遊戯室)、石浜西保育園(遊戯室)、石浜中集会所(ホール)、平池台自治集会所、南ヶ丘自治会集会所、午池自治会集会所
生路地区	生路字生栄一区、生栄二区、生栄三区、生栄四区、生栄五区、生川尻、池上の一部、折戸、門田の一部、五号地、坂下の一部、新新田、鍋屋新田、西午新田、浜起、浜田、東午新田、前田の一部、矢崎	生路小学校(運動場) 生路保育園(園庭)、厄松池公園、三丁公園、生路コミュニティセンター、生路小学校(体育館)、生路保育園(遊戯室)、体育館
藤江地区	藤江字亥子新田、稲栄一区、稲栄二区、稲栄三区、午新田、折戸、皆栄新田、皆栄町、川北、五号地、酉新田、名切、鍋屋新田、南栄町、前新田、みどり浜、柳牛の一部、ヤンチャ	藤江小学校(運動場)、藤江保育園(園庭)、といまや公園、上之山公園、荒子南公園、三丁公園、藤江コミュニティセンター、藤江小学校(体育館)、藤江保育園(遊戯室)

指定緊急避難場所は、町有施設を基本としているが、今後、民間事業者との津波避難施設（津波避難ビルなど）協定による指定も推進するものとする。

4 初動体制

大津波警報、津波警報及び津波注意報が発令された場合の職員の連絡・参集体制は、「東浦町地域防災計画第3編第1章第3節非常配備」による。

[非常配備の基準]

区分	指令又は解除の時期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)
警戒配備	<p><指令の時期></p> <p>1 次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したとき</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれなくなったとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	防災交通課職員
第1非常配備	<p><指令の時期></p> <p>1 災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨警報</p> <p>(2) 暴風警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>(4) 高潮警報</p> <p>(5) 暴風雪警報</p> <p>2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。</p> <p>3 町内河川の水位表示板で、堤防高から-1.10m(須賀川にあっては、-1.22m)を越えたとき。</p> <p>4 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したときで、町内において被害が報告されるとき。</p> <p>5 その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。</p> <p>6 その他の状況により町長が必要と認めたとき。</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	あらかじめ町長が指名する職員及び防災交通課職員

<p>第2非常配備</p>	<p><指令の時期></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。 2 町又は町の周辺地域において震度5弱の地震が発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想される時。 4 災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。 5 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。 6 境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。 7 町内河川の水位表示板で、堤防高から-0.60m（須賀川にあつては、-0.72m）を越えたとき。 <p><解除の時期></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。 	<p>あらかじめ町長の指名する職員（第1非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員</p>
<p>第3非常配備</p>	<p><指令の時期></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 2 境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想される時。 3 町内河川が氾濫等するおそれがあるとき、又は氾濫したときで、相当な被害が予想される時。 4 町又は町の周辺地域において震度5強以上の地震が発生したとき。 5 特別警報が発表されたとき。 <p><解除の時期></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 2 第二非常配備でも災害応急対策が推進できる時。 	<p>職員全員 （災害対策本部設置）</p>

5 津波情報等の収集及び伝達

- (1) 津波予報、津波情報等の収集及び伝達方法は、「東浦町地域防災計画第3編第3章第2節被害状況等の収集・伝達」による。
- (2) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合、強い地震（震度4以上）を感じた場合、若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、津波危険区域外の安全な場所から海面状況を監視する。

(3) 被害情報の収集については、初期活動を含め、「東浦町地域防災計画第3編第3章災害情報の収集・伝達・広報」によるが、各職員が登庁途上においても収集するものとする。

6 避難の勧告、指示の発令基準
 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づいて行う。

区 分	発 令 の 基 準
【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	
【警戒レベル4】 避難勧告	
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<p>次のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 伊勢・三河湾津波予報区において、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表された場合（ただし、津波注意報の場合は、海岸堤防より海側の地域のみを対象に発令する。） 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分以上の長い揺れを感じた場合

- ※ 1 どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」、「【警戒レベル4】避難勧告」は発令せず、基本的に「【警戒レベル4】避難指示（緊急）」のみを発令する。
- ただし、日本から遠く離れた場所で発生した遠地地震の場合は、津波到達までの時間もあるため、気象庁の「遠地地震に関する情報」を参考に、「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」、「【警戒レベル4】避難勧告」の発令も検討することとする。
- 2 必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることとする。
- 3 「【警戒レベル4】避難指示（緊急）」の解除については、大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

7 避難の方法

(1) 津波からの避難の基本

津波避難では、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本である。

津波が短時間で到来する場合、何よりも避難対象地域の外に最も安全かつ、早く避難できる避難目標地点への最短コースを避難することが重要である。

避難目標地点に到達後も、周囲の状況を判断して、指定緊急避難場所又は指定避難所等、安全が確保できる場所へ向かって避難するといった避難の方法を考えておく必要がある。

(2) 避難の方法

以下の理由から、避難の方法は原則として徒歩とする。

ア 地震による道路等の損傷や、液状化による道路施設被害、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊等による交通傷害の可能性があるため。

イ 交通障害が発生しなくても渋滞が発生し、浸水・津波の到達までに避難が完了せず、巻き込まれる可能性があるため。

ウ 道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路等との交差、避難した車両の駐車場所等のボトルネックとなる区間等の存在が考えられるため。

エ 避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなり、避難支援活動に支障を及ぼす可能性があるため。

オ 徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあるため。

(3) 自動車による避難の考慮

自力徒歩で避難することが難しい災害時要配慮者及び避難行動要支援者が避難する場合は、自動車避難を検討する。

8 避難誘導等に従事する者の安全確保

災害対応に従事する職員等は、予想される津波到達時間や浸水面積の広がり等を考慮しつつ、水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を実施するものとする。

(1) 退避の優先

自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提であることを災害対応に従事する職員等に教育する。

(2) 退避ルールの確立

津波浸水想定区域内等での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。

(3) 住民自ら身を守る意識の啓発

避難行動要支援者の避難支援と避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時には大きな問題であり、災害時要配慮者や住民自らも命を守るという基本原則に則った防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する。

(4) 庁舎等の安全対策

災害対策本部や防災行政無線の通報設備が設置される庁舎、消防署や消防団詰所などの設置場所の安全性の点検と、場合によっては移転を含めた安全対策の検討が必要である。

(5) 避難誘導等に従事する者の負担軽減

消防団員等にあっては、限られた時間のなかで消防団活動等と避難支援活動を果たすことが求められることから、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、耐震化といったハード面の対策や、陸閘の操作体制の強化や、場合によっては廃止・常時閉鎖といったソフト面の対策を講じることによって閉鎖活動の最小化の取組を進める。

9 津波対策の啓発及び教育

- (1) 津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等の津波防災に関する啓発を行うとともに、地域住民はもとより、児童及び生徒への啓発、体験学習等を実施する。
- (2) 地域ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために、地域住民等の参画を得て、ワークショップ等により避難場所や危険箇所等の確認を行う。
- (3) 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、防災知識の普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。

10 避難訓練の実施

津波からの避難については、避難訓練を繰り返し実施することにより、住民に避難行動を定着させることが重要である。

したがって、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するように努める。

11 その他

- (1) 避難対象地域内における災害時要配慮者及び避難行動要支援者等の現状把握に努めるとともに、地域住民と避難行動の援助や自動車等の使用について検討を行うものとする。
- (2) 釣客等の地理不案内の外来者等への避難対策について、チラシ等で啓発し、訓練を実施するように努める。

資料1

津波予報・津波情報の種類・内容等

(1) 津波予報・津波情報の種類

予報・情報の種類	内 容
津波予報	津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報（津波注意）を発表
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表

(2) 津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ


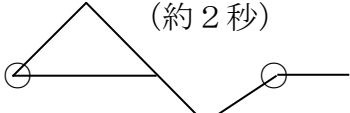
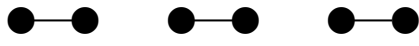
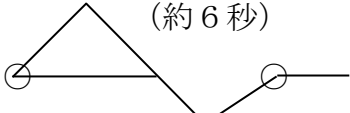
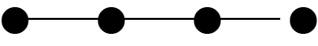
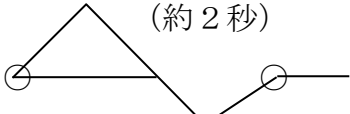

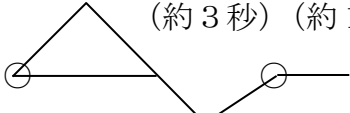
予報の種類		説 明
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
	津波	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合
津波注意報	津波注意	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

- ※1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報を含めて発表する。
- 2 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合には、「津波警報解除」及び「津波注意解除」として速やかに通知する。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 愛知県が属する津波予報区

津波予報区	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋岸に限る。）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛鳥村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

(4) 津波予警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約2秒)  (約10秒)
津波警報 標 識	(2点) 	(約6秒)  (約5秒)
大津波警報 標 識	(連打) 	(約2秒)  (約3秒) (短声連点)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約3秒) (約1分)  (約10秒)

- ※ 1 「津波なし」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。